慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	宮沢浩一氏学位請求論文審査要旨
Sub Title	Summary of the doctorate theses
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1966
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.39, No.4 (1966. 4) ,p.116- 120
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19660415-0116

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

宮沢浩一氏学位請求論文審査要旨

論文題目「被害者学の基礎理論」

宮沢浩一君提出の学位請求論文について審査した結果は次の通りである。

本論文は序文及び序説の後に緒論と本論とを分ち、1刑法と刑事学　2刑事学の課題と方法　3刑事学の展開　4現代の刑事学　5刑事学と被害者学を緒論とし、1被害者学の成立過程　2現代の被害者学　3被害者学の一般理論を本論とする。緒論は本論の礎石として刑事学が現代の刑事学に到る迄の発展過程を明らかにすることにその目的があり、本論は、被害者学の成立過程及びその現状を明らかにし、被害者学の学問的位置づけを論じ、論者自身の見解を示し、最後に被害者学の一般理論を叙述したものである。

今本論文の内容の概要を記すると、論者はまず序説において、従来刑法学においては、高々被害者の同意とか挑発とかが違法性阻却事由の一として論ぜられ又犯罪後犯罪者が被害者に対してとつた態度が情状として考慮されるに過ぎなかつたこと、又刑事学においてすら第一次大戦前は学者の殆んどが被害者の問題に触れることなく、専ら犯人の個性の究明と社会環境の考察に終始していたこと、その後ようやくにして被害者に注目するにいたつたが、それは飽迄も犯罪人を通じて被害者を考察する態度であり、被害者自身を直視する被害者学の誕生は最近のことであること、そのいわゆる被害者学がいかなる意図及び観点の下に被害者に関するいかなる問題を究明しようとしているかを概観した後、被害者学は、被害者を考察する場合、加害者を通じてでなく直接にこれを考察するものであること、犯罪を加害者と被害者との相関々係として捉えるものであること、そしてそれは刑事学の一部門ではなく、これから独立した科学として位置づけられなければならないこと等を主張する。要するに序説は緒論及び本論に述べるところの概説である。

緒論1「刑法と刑事学」は、犯罪に関する学問としての刑法、刑事学及び刑事政策学の三者を夫々規範学、事実学、政策学として性質づけ、その三者の相違並びに相互の関連を明らかにしたもの（この際論者は被害者学は事実学と政策学とにわたる二面を持つものとしている）、2「刑事学の課題と方法」は、刑事学の研究対象ならびに方法について詳論したものであり、共に論者のこの方面における豊かな学識と透徹した理解とを示すに足るものである。その3「刑事学の展開」は、総説、ベッカリーアとベンサム、行刑に関する科学の展開、刑事責任能力の展開（アメリカ）、イタリア実証学派の刑事学、フランスの犯罪社会学、独墺刑事学の形成、イタリア実証学派に対する二つの批判の各小節より成り、かつて刑事学の研究に貢献した諸々の学者の人間像を浮彫りにしその研究の成果を極めて詳細に論じている。その論述中には刑事学の発達史の叙述にあまり必

要でないと思われる部分があるばかりでなく、被害者学の論述にとつても不必要と思われる部分が相当多いのであるが、論者のこの方面における知識の博く且つ深いものであることを示していることも明らかである。その4「現代の刑事学」においては、従来ドイツの刑事学で争われていた刑事学の概念規定をめぐる論争の無意味さを指摘し、現代の刑事学に大きな影響を与えているアメリカの社会学的な刑事学における理論（作業仮説）を批判的に紹介する。ここにおいても、これらの理論は「犯罪人」中心の仮説であることの指摘がなされている。5「刑事学と被害者学」においては、右4にあげた現代刑事学の仮説でも説明しきれない被害者の問題性を論ずる科学として、被害者学が必要であること及びその問題意識の概要が論述されている。

以上緒論の後を受けて本論に入るのであるが、論者はまず1「被害者学の成立過程」において、被害者学の学としての成立過程を検討する。即ち大体において二〇世紀以前に公刊された被害者についての科学的分析を蒐集し、それを分類し、被害者に関する知見の展開のあとを見ることによつて、犯罪は単に加害者である犯人だけを取り上げて一面的に研究するのみでは不十分であつて、犯罪の成立に消極的に加功している被害者の存在を研究する必要が大であるという認識が次第に形成されてきたことを明らかにし、現代の刑事学は「関係の刑事」学であり、極言すれば、被害者を考慮しない刑事学は刑事学の名に価しないものである、としつつ、なお、被害者学の独立性を主張し、刑事学においては、被害者を考えるといつてもそれは犯罪を惹起した面での存在としか評価されないのに対し、被害者学においては、犯罪を惹起するおそれのある人間像、被害者になる前の危険な状態を予測し、発見し、処置することを終局の目的とするものであることを強調する。次いで2「現代の被害者学」においては、右のようにして次第に明らかになりつつあつた「被害者」についての科学的研究をまとまつた形に集大成しようとする試みを第二次世界大戦後に発表した学者即ちヘンティッヒ、エレンベルガー、メンデルソーン、シュルツ、コルニル、ナーゲル等の見解を紹介し且つ若干の批判を加え、もつて現代の被害者学の概観を試みる。以上専ら紹介的、資料的部分を基盤として論者自身の見解を展開しているのが3の「被害者学の一般理論」であり、本論の主要部分をなす。論述はA「被害者学の方法」B「一般的被害者性」C「特殊的被害者性」の三より成り、Aにおいて、論者はまず刑事学と被害者学との相違について、被害者学はその方法において刑事学のそれと大きく交叉しあうものであるが、その相違点はその関心方向が一方的であるか双方的であるかという点、つまり刑事学においては犯罪人を中心としてそれを生み出した環境やその素質的要因を考えるのに反し、被害者学は何故この者が被害者となつたかを加害者及び犯罪行動の場と関連づけて考察するものとする。つづいて論者は、被害者学は被害者となつた者の人柄、心理状態、職業、過去の履歴等を考察に入れなければならないし又被害者は犯罪者が犯罪を犯した行為環境の一つを形成するから、両者の出合を形成した社会関係を対象としなければならない。かくして被害者学は人間に関す

る科学の多方面の分野と関係を持つ科学であり、統合科学であるとする。又これと関連して、被害者学における多面性を説き、被害者の身体的構造と性格の研究、精神的・心理的面の研究及び人間関係の相互作用の研究の必要性を主張する。最後の点は、犯罪現象を加害者と被害者との相互関連的事実として捉えるという論者の主張と関連し、その方法は社会学のそれに準拠しているものということができる。最後に「被害者性」の問題であるが、論者はB「一般的被害者性」において、年齢、性、職業、社会的地位等が被害者性にいかなる影響を持つかについて種々の例を挙げて説明を加え、C「特殊的被害者性」において、知能的に遅滞している者、アルコール中毒者、意気喪失者、意志薄弱者、情緒不安定者、被抑圧者、抑圧者、偏執狂、強慾者等の被害者性について克明な検討を加えている。

本論文の全体と序文に述べられているところとを綜合すると、論者が本論文において究極的に意図しているところの主たるものは、第一に被害者学の科学としての独立性、第二に被害者学の体系化、その方法論の樹立並びにいわゆる被害者性の系統的研究、第三に被害者学の方面よりする犯罪予防対策への指標の提供の三つにあるものということができよう。被害者学が誕生するに到る迄の刑事学の史的考察は、本論文に関する限り、以上の論述への礎石として行われているものと見られる。しからば論者の右意図は果して成功しているであろうか。

まず第一の点から検討しよう。論者は一方において刑事学と被害者学との相違点を挙示し、他方において被害者学の方法の多元性はその独立科学性を否定することにはならないとすることによつて、被害者学の科学としての独立性を根拠づけようとするもののようであるが、被害者学と刑事学との相違点に関する論述は、遺憾乍ら、甚だ簡略であり、断片的であり、更に論述の前後に相違さえ見られ、これが論者の主張を不明ならしめていることも否定できまい。即ち論者は、「被害者学の成立過程」の箇所においては、「刑事学はその本質上犯人を中心とした考察であつて、被害者を考えるといつても犯罪を惹起したという面での存在としてしか評価されない。被害者学は犯罪を惹起するおそれのある人間像、被害者になる前の危険な状態を予測し、発見し、処置するということを終局の目的とする」としているが、他方「被害者学の一般理論」の箇所では、「両者の相違点はその関心方向が一方的であるか双方的であるかの点、つまり刑事学においては犯罪人を中心としてその素質的要因を考えるのであるが、被害者学は何故この者が被害者となつたかを加害者及び犯罪行為の場所と関連づけて考察する点にあり、例えば被害者となりやすい人間のタイプを問う場合にも、そのような性質を持つた者の一方的な存在を説くのではなく、他人との交流において問題を起しそうな性質という観点からこれを考察するのである云々」といつているのである。この前後二つの論述に若干の相違があることはいなめない。つまり、前の論述においては、刑事学と被害者学との相違は、前者が飽迄も犯人の研究であるのに対し後者は被害者の研究であること及び前者において被害者が考察される場合にもそれは

既に犯罪を惹起した者―これは恐らく犯罪を誘発した者という程の意味であろうが―としての被害者であるのに対し、後者においては、将来犯罪を惹起し被害者となるおそれのある者としての被害者が問題となる、という二点に存するものとするものの如くであるが、後の論述においては、刑事学と被害者学との相違点は、その関心方向が、前者においては一方的であるのに対し、後者においては双方的であるという一点におかれているように受取れるのである。もつともこれを善解すれば、論者が刑事学と被害者学との相違点として指摘しようとするところは右三点のすべてであるとも解し得よう。しかしそれにしても論者の挙げるこれら三点の理由は果して無条件に首肯し得るものであろうか。まず第一点についていえば、犯罪現象は加害者と被害者との相互関係として考察しなければならないということは論者自ら主張するところであるが、かかる立場よりするときは、刑事学の研究においても亦犯人の研究のみならず被害者をも直接の研究対象とすべきであるという主張が成り立つのではなかろうか。又第二の点については、刑事学においても亦既に犯罪を犯した者のみならず将来犯罪を犯すおそれのある者についての研究が含まれなければならないことはむしろ当然であろうから、目が過去に向けられるか将来に向けられるかも亦両者の区別の規準とはなり得ないであろう。最後に第三点についても、第一点について述べたように、犯罪が加害者と被害者との間の人的相互関係として考察されなければならないとすれば、刑事学においても亦その関心はひとり犯罪人のみならず、犯罪人と被害者との間の相互関係、交流関係にも向けられなければならない筈であり、それがそうでなかつたという事実は、従来の刑事学の欠陥と称し得ても、理念としての刑事学と被害者学とを区別し、後者の独立性を根拠づけるメルクマールとはなり得ないのではあるまいか。以上のような疑問は、論者の努力にも拘らずなお残されているものというべく、従つてこれらの疑問を一掃して被害者学の独立性を明らかにするための努力は論者の今後の研究に期待しなければならない。

次に論者が企図した第二の点即ち被害者学の体系化、方法論の樹立及び被害者性の系統的研究に関する論述は、大体において成功しているものと評し得よう。ことに犯罪を被害者対加害者の人的相互関係において考察するという社会学の方法を導入し且つ被害者学の特色を従来の統計的、数量的なものに終らせず、加害者被害者の人的交流を動的、発展的に捉え、生物・社会・心理的な全体像としての被害者の綜合的研究の必要を説くことは、仮令論者の創見でないにしても、極めて正当な主張と評することができる。但しこまかい点を問題にすれば、一般的被害者性の箇所においては、年齢についてはもつと全面的な実例の検討が必要であり、性については日本の統計のより多くの引用が望まれる。又社会的地位についての論述は徒らに素材をならべた感があり、整理の必要があろう。論述中単に常識的な判断乃至想像に基づく記述が少なからず存するのもいかがであろうか。

最後に第三の被害者学の犯罪予防対策への指標の提供という点であるが、これについては多く異論を唱える余地は存しない。もつと

も現実に被害者学がいかなる程度迄犯罪予防対策に寄与し得るかは、一に被害者学の成果いかんにかかる問題である。

以上のように本論文には若干の疑問と不十分さとが残されているが、それにも拘らず本論文が学界に寄与するところは寔に多大であるといわなければならない。第一に、被害者学の成立過程とその現状とに関し本論文の如く詳細にして緻密な考察を施した労作は他にその類を見ない。第二に本論文が、仮令他の先学の示唆に負うところがあるにしても、前述のような方法で、被害者学の体系化と方法論の樹立という仕事に一歩を進めたことは否定することができない。又第三に、被害者学に科学としての独立性を附与しようとする試みは、既述のように、未だ成功したものとは認め難いが、その成功の可能性は決して否定されていないばかりでなく、この点に関する論者の見解が、今後刑事学と被害者学との関係の問題を考究しようとするものにとつて、益するところ多大であろうことも亦否定し得ない事柄である。

以上述べた如く、本論文は学界に寄与するところが多大であるのみならず、論者の学識の豊さを示すに十分であり、その研究の価値と学力とは、論者に法学博士（慶應義塾大学）の学位を授与するに値するものと思料する。

昭和四十一年二月十一日

主査　慶應義塾大学教授　宮崎澄夫
副査　慶應義塾大学教授　法学博士　米山桂三
副査　慶應義塾大学講師　法学博士　青柳文雄

中村勝範氏学位請求論文審査要旨

論文題目「明治社会主義研究」

中村勝範君提出の学位請求論文「明治社会主義研究」は、つぎのような内容から成る。

1、日本的社会主義の課題
　　木下尚江論
2、幸徳秋水の生涯と思想
　　急進主義を中心として
3、平民社の財政事情
4、平民社の解散と弾圧
5、日本社会党の組織と運動
6、直接行動論の台頭
　　幸徳秋水の理論をめぐつて
7、社会主義理論の変質
　　明治三〇年代を中心に
8、明治末期の労動運動と社会主義理論との関係
　　明治四〇年を中心に
9、明治期の安部磯雄論